

# とうきょうときたくりつきりがおかちゅうがっこう ぼうし きほんほうしん 東京都北区立桐ヶ丘中学校「学校いじめ防止基本方針」

れいわ ねん さくてい  
令和2年 策定  
れいわ ねん がつ かいてい  
令和6年11月 改定  
れいわ ねん がつ かいてい  
令和8年8月 改定

## 1 もくてき 目的

ほんほうしん ぼうし たいきくすいしんほう へいせい ねんほうりつだいい ぐう い か ほう  
本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号 以下「法」という）の施行を受けて、  
きたくりつきりがおかちゅうがっこう ほうだいい じょう きてい もと せいと あんしん じゅうじつ がっこうせいかつ  
北区立桐ヶ丘中学校においては、法第 13 条の規定に基づき、すべての生徒が安心して充実した学校生活を  
おく ことが出来るよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 2 ぼうし む きほんりねん いじめ防止に向けての基本理念

さいさい ちやうこう ほうせい みの が がっこう じんそく そしきてき たいおう  
些細ないじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する  
ただ にんしき ぜんきようしよくいん きやうゆう  
正しい認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、  
すべ せいと たいしやう む みぜんぼうし と く しせい ぜんきようしよくいん しめ  
全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

## 3 たいきく こうないそしき せっち いじめ対策のための校内組織の設置

こうちやう ふくこうちやう せいかつしどうしゆにん しゆかんきやうゆ がくねんしゆにん ようごきやうゆ とくべつしえん  
校長、副校長、生活指導主任、主幹教諭、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクール  
カウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置する。

## 4 みぜんぼうし そうきはっけん そうきたいおうとう かん とりくみ いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

べつぴやう  
(別表)

## 5 きやういくいいんかい かんけいき かんとう れんけい 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する  
ことを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育  
いいんかい ほうこく そのご ちやうきしかた たいおう きやうぎ  
委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を協議する。これは、生徒や保護者からいじめに  
より重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して  
たいしよ せいと せいめい しんたいまた ざいさん じゅうだいい しょう おそ  
対処する。また生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄  
けいさつしよ つうほう てきせつ しどう  
警察署に通報し、適切に指導を求める。

## 6 ほごしや れんらく しえん じよげん 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、ほごしや じじつかんけい つた  
いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、  
いじめを行った生徒の保護者に対する指導・助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に  
かん じやうほう てきせつ ていきやう  
関する情報を適切に提供する。

## 7 がっこうひやうか じっし 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

## 8 いじめ<sup>じゅうだいじたい</sup>重<sup>たいおう</sup>大事態<sup>じゅうだいじたい</sup>の対応<sup>ちようさ</sup> 【いじめ<sup>じゅうだいじたい</sup>重<sup>ちようさ</sup>大事態<sup>かん</sup>の調査<sup>もんぶかがくしやう</sup>に関するガイドライン<sup>れいわ</sup> 文部科学省<sup>ねん</sup> 令和6年8月改定版参考<sup>がつかいていはんさんこう</sup>】

- (1) 法<sup>ほうだい</sup>第28条<sup>じようだい</sup>第1項<sup>こう</sup>に基づき<sup>もと</sup>、重<sup>じゅうだいじたい</sup>大事態<sup>じゅうだいじたい</sup>とは学校<sup>がっこう</sup>により次<sup>つぎ</sup>のような事態<sup>じたい</sup>を認めた場合<sup>みと</sup>をいう。<sup>ばあい</sup>
- ・いじめにより生徒<sup>せいと</sup>の生命<sup>せいめい</sup>、心身<sup>しんしん</sup>、又は財産<sup>また</sup>に重<sup>ざいさん</sup>大な被害<sup>じゅうだい</sup>が生<sup>ひ</sup>じた疑<sup>ぎ</sup>いがあると認めるとき。
  - ・いじめにより生徒<sup>せいと</sup>が相当<sup>そうとう</sup>の期間<sup>きかん</sup>、学校<sup>がっこう</sup>を欠席<sup>けつせき</sup>することを余儀<sup>よぎ</sup>なくされている疑<sup>うたが</sup>いがあると認めるとき。

- (2) いじめ<sup>じゅうだいじたい</sup>重<sup>ちようさいいんかい</sup>大事態<sup>せっち</sup>における調査委員会<sup>しゆし</sup>の設置<sup>しゆし</sup>

(趣旨)

重<sup>じゅうだいじたい</sup>大事態<sup>しやう</sup>が生<sup>ばあい</sup>じた場合<sup>たいしよおよ</sup>、その対処<sup>どうよう</sup>及び同様の事態<sup>じたい</sup>の発生<sup>はっせい</sup>も防止<sup>ぼうし</sup>に資<sup>し</sup>するために重<sup>じゅうだいじたい</sup>大事態<sup>ちようさ</sup>調査委員会<sup>いんかい</sup>（以下「調査委員会」）を学校<sup>い</sup>に設置<sup>ちようさいいんかい</sup>する。

(構成)

いじめ防止<sup>ぼうし</sup>等の対策<sup>たいさく</sup>のための校内組織<sup>こうないそしき</sup>を母体<sup>ぼたい</sup>に構成<sup>こうせい</sup>する。

(設置期間)

調査委員会<sup>ちようさいいんかい</sup>は、重<sup>じゅうだいじたい</sup>大事態<sup>はっせい</sup>の発生<sup>せっち</sup>ごとに設置<sup>せっち</sup>する。

(所掌事項)

調査委員会<sup>ちようさいいんかい</sup>は、重<sup>じゅうだいじたい</sup>大事態<sup>かかわ</sup>に係<sup>じじつかんけい</sup>る事実関係<sup>めいかく</sup>を明確<sup>ちようさ</sup>にするために調査<sup>おこな</sup>を行う。

- (3) いじめを受けた生徒<sup>う</sup>及び保護者<sup>せいとおよ</sup>への対応<sup>ほごしや</sup>

調査委員会<sup>ちようさいいんかい</sup>における調査<sup>ちようさ</sup>を行<sup>おこな</sup>う時<sup>とき</sup>には、いじめを受けた生徒<sup>う</sup>・保護者<sup>せいとおよ</sup>及びいじめを行<sup>おこな</sup>った生徒<sup>せいと</sup>・保護者<sup>ほごしや</sup>に対して事実関係<sup>じじつかんけい</sup>等の情報<sup>じようほう</sup>を適切<sup>てきせつ</sup>に提供<sup>ていきよう</sup>するとともに、いじめを受けた生徒<sup>う</sup>及び保護者<sup>せいとおよ</sup>からの要望<sup>ようぼう</sup>等<sup>な</sup>があったときには適切<sup>てきせつ</sup>かつ真摯<sup>しんし</sup>に対応<sup>たいおう</sup>する。

- (4) 北区教育委員会<sup>きたくきやういくいんかい</sup>への報告<sup>ほうこく</sup>等

重<sup>じゅうだいじたい</sup>大事態<sup>はっせい</sup>が発生<sup>およ</sup>したとき及びその調査結果<sup>ちようさけつ</sup>について、速<sup>すみ</sup>やかに北区教育委員会<sup>きたくきやういくいんかい</sup>にその旨<sup>むね</sup>を報告<sup>ほうこく</sup>する。重<sup>じゅうだいじたい</sup>大事態<sup>たいしよ</sup>への対処<sup>ひつよう</sup>について、必要<sup>お</sup>に応じて北区教育委員会<sup>きたくきやういくいんかい</sup>と連携<sup>れんけい</sup>・協力<sup>きやうりよく</sup>して対応<sup>たいおう</sup>を行<sup>おこな</sup>う。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

|           |                  |         | 生徒へ直接かかわる取組内容                                                                                             | 保護者との連携や依頼内容                                                                              |
|-----------|------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめの未然防止  |                  |         | ○個々の価値観等の理解（道徳・特別活動・総合）<br>○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル）<br>○正しい判断力の育成（道徳・特別活動・総合）<br>○奉仕的体験活動への積極的取組              | ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成<br>○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り<br>○生活の様々な機会を通し、善悪の判断を育成<br>○地域での様々な体験への参加 |
| いじめの早期発見  |                  |         | ○周囲から離れて一人でいる生徒への声掛け<br>○個別面談や生徒対象のアンケートによる情報収集（ふれあい月間：6月・11月・2月）<br>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及     | ○日常的・積極的な生徒との会話<br>○服装の汚れや乱れ、怪我のチェック<br>○生徒の持ち物の紛失や増加に注意                                  |
| いじめの早期対応  | いじめ<br>暴力を伴う     | いじめられた側 | ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的被害の的確な把握、迅速な初期対応<br>○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行う等被害が継続しない体制作り<br>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 | ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握<br>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力                        |
|           |                  | いじめた側   | ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止<br>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決<br>○スクールカウンセラー、関係機関（警察、生徒相談所等）との連携        | ○いじめられた生徒を守る対応への理解<br>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと<br>○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）                     |
|           | いじめ<br>暴力を伴わない   | いじめられた側 | ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的被害の的確な把握、迅速な初期対応<br>○休み時間や登下校時にも教師による見回りを行う等被害が継続しない体制作り<br>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 | ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握<br>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力                        |
|           |                  | いじめた側   | ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止<br>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決<br>○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携                | ○いじめられた生徒を守る対応への理解<br>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと<br>○被害生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）                     |
|           | いじめ<br>行為が分かりにくい | いじめられた側 | ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことでの約束<br>○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応<br>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決            | ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握<br>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力                        |
|           |                  | いじめた側   | ○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止<br>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決<br>○関係機関（カウンセラー等）との連携                     | ○いじめられた生徒を守る対応への理解<br>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと                                              |
| 直接関係がない生徒 |                  |         | ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさの理解<br>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導                               | ○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導<br>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成                     |

II 学校以外での取組

|              |                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各家庭（PTA）での取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等）</li> <li>○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙</li> </ul> |
| 地域での取組       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼</li> <li>○公園や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡</li> <li>○関係機関との連携（警察、児童相談所等）</li> </ul>   |